

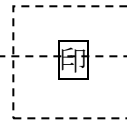
承認
不承認
伺

決裁	次長	課長	主査	主任	課員	担当

県税	事業者コード	納付	実績年月	申告
5		0		

軽油引取税徴収猶予申請書

令和 年 月 日	申請者 (特別徴収義務者)	住所	
山口県税事務所長 様		氏名	
		法人番号	
下記のとおり軽油引取税の徴収猶予の承認を受けたいので、山口県税賦課徴収条例第81条の17の規定により申請します。			
記			
納入すべき税額及び徴収猶予申請税額	令和 年 月 実績分	納期限	令和 年 月 日
	納期内納入額		申告税額
			徴収猶予申請税額
徴収猶予申請税額の分納の期限及び税額	第1次 猶予期限	令和	猶予税額
	第2次 猶予期限	令和	猶予税額
申請理由	納期限までに引取者から軽油代金及び軽油引取税を受け取ることができなかったことによる。		
申請に係る証拠書類	別紙の「軽油引取税徴収猶予明細書」のとおり。		
納税担保			
注	1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。		



軽油引取税徴収猶予承認通知書

住所(所在地)	
氏名(名称)	様

山 税 第 号
令和 年 (年) 月 日

山口県税事務所長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年 月 実績分の軽油引取税の徴収猶予については、地方税法第144条の29第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

区分	猶予期限	猶予税額
第1次	令和 年 月 日	円
第2次	令和 年 月 日	円